

保育所等の実地監査について

「原則的には引き続き、実地監査を行う」しかし… 異例ともいえる2回目のパブコメ募集はじまる！

8月31日締め切り



政府は都道府県知事・市町村長が1年に1回以上実施する保育所などの指導監査について、実地(現場への立入)で行うとされている要件を、書面やリモートで指導監査をすませるような簡素化をすすめていました。

この動きに対して全国の保育関係者が反対の声を上げていました。大阪も1000人を超える保育関係者が実地監査の継続を求める「声」を集め記者会見を行い、6月10日には岸田首相、後藤厚労大臣、野田少子化大臣の事務局に届けてきました。

(詳しくは「大阪の保育運動」No.451をご覧ください)

その後、「実地監査はどうなるのか…」とずっと国の動向をみていましたが、8月2日「児童福祉法施行令の一部を改正する政令案」についてのパブリックコメンが出されました。

「例外」に問題あり！

今回の提案は続き政令で実地検査を原則としながら「例外」を規定する内容です。政令において引き続き実地検査することを残すことが出来たのは、私たちの運動の成果と言えます。しかし、その「例外」に大きな問題があります！

どんどん、意見を上げよう！

パブコメは別紙「児童福祉法施行令の一部を改正する政令案に関するご意見の募集」をみて、送ってください。

大保連事務局が厚労省にTelして聞きました。

例外的に

- ・「天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地検査を行う事が著しく困難又は不相当と認められる場合」には実地によらずとも検査を実施できることとする。
- ・「前年度の実地検査その他、厚生労働省令で定める事項を勘案して実地検査が必ずしも必要ではないとみとめられる場合」には実地によらずとも検査を実施できることとする。

Q「著しく困難又は不相当」の状況、内容は示していただけられるのですか？

A、自治体には事例集のようなもので示します。しかし、基本的には自治体の判断です。

Q、具体的に教えてください。

A、保育施設開設の初年度は行かないといけないと思うが、長年運営されているところは自治体の判断です。こうして、自治体職員に余裕ができれば、必要な所に監査に行くことが出来ると思います。

Q「厚生労働省令で定める事項」の内容は？

A、具体的に言うことはできません。この省令についてもパブリックコメントをする予定です。

これでは、実地監査に行くか、行かないかの最終判断は「自治体」まかせで、国の責任と役割はどうなるのでしょうか？！例外が規定させることで、今でも100%実施していない自治体が放置されることにつながらないでしょうか？子どもの命と育ちを守るためには自治体職員増やして全ての施設に実地監査できるようにしてほしいと思います。「天災その他やむを得ない事由」については「著しく困難又は不相当」の内容を示し、国としてのしほりをかけてほしいと思います。

もともとコロナや災害時の対応として検討された実地監査だったはずなのに便乗して、この「例外」はおかしい！絶対認められません！！

